



1月24日提出
申11号

「新潟営業統括センターにおける柔軟な働き方の実現について」に対する申し入れ提出!

12月13日「新潟営業統括センターにおける柔軟な働き方の実現について」提案を受けました。複数の業務や職場を担当することから多くの不明な点があり、不安の声が寄せられています。地本は新潟支社に申11号を申し入れました。

■ 申11号 申し入れ項目 ■

1. 3月1日、3月18日の大幅な体制見直しの内訳を明らかにすること。
2. 上長の指示で管理者が一般社員の業務を行うことや、一般社員が管理者の業務を行う場合があるとはどのような業務をいうのか明らかにすること。
3. 各ユニットの詳細について明らかにすること。
4. 新津駅と村上駅の業務担当の今後の展望について明らかにすること。
5. 新たに業務担当の交代勤務ダイヤを作成した理由を明らかにすること。
6. 勤務作成時のルール等を定めることはあるのか明らかにすること。
7. 複数箇所勤務の場合、通勤経路の掲出についてはどのように行うのか明らかにすること。
8. 全ての職場に社員用駐車場はあるのか、また利用できるのか明らかにすること。
9. 新潟車両センターと上沼垂信号場が行っている運休や臨回電の打ち合わせについて明らかにすること。
10. 新津駅と新潟運輸区との連絡体制はどうなるのか明らかにすること。
11. 新潟運輸区社員の新潟駅主催各種勉強会への参加及び、駅社員の他勤務箇所での各種勉強会参加について明らかにすること。
12. 新潟運輸区社員が行う駅業務の内容を具体的に明らかにすること。
13. 新潟運輸区社員が行う駅業務に入る行路数を明らかにすること。
14. 新潟運輸区社員への駅業務の教育方法について、いつ、誰が、どのように行うのか明らかにすること。
15. 新潟運輸区社員が行う駅業務については適正及び本人希望等の扱いを明らかにすること。
16. 新潟運輸区、新潟運輸区社員の新潟駅、新津駅以外の職場との業務連携することはあるのか明らかにすること。
17. 新津駅と新潟運輸区の連携については、新潟駅と新潟運輸区との融合のような考えはあるのか明らかにすること。
18. 新潟新幹線運輸区との連携について、業務内容、兼務等具体的な内容について明らかにすること。